

岩手県告示第968号

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和35年岩手県告示第1136号）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事	建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事
[略]	[略]		[略]	[略]	
	下閉伊郡のうち 山田町、 <u>川井村</u>	[略]		下閉伊郡のうち 山田町	[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。